

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

2021 年 10 月 14 日

株式会社関西スーパーマーケット

2021年10月14日

株式会社交換に係る事前開示書類
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項)

兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役 福谷 耕治 ⑧

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」といいます。）及び株式会社阪急オアシス（以下「乙」といいます。）は、2021年8月31日付で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社、効力発生日を2021年12月1日（以下「本効力発生日」といいます。）とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

なお、本株式交換は、(i)本株式交換及び甲を株式交換完全親会社、イズミヤ株式会社（以下「イズミヤ」といい、乙と総称して「H2O子会社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換（イズミヤ）」といい、本株式交換と併せて「本両株式交換」と総称します。）、並びに、(ii)甲を吸収分割会社、甲の子会社であるKS分割準備株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）を吸収分割承継会社とし、甲がその営む一切の事業に関して有する権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、甲、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「以下H2Oリテイリング」といいます。）、イズミヤ及び乙（以下、H2Oリテイリング、イズミヤ及び乙を総称して「H2Oグループ」といいます。）の事業を統合すること（以下「本経営統合」といいます。）の一環として行われるものであります。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 交換対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

(1) 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	甲 (株式交換完全親会社)	乙 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1	5,000

(注1) 株式の割当比率

乙の普通株式1株に対して、甲の普通株式5,000株を割当交付いたします。なお、上記の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換に先立ち、乙が本効力発生日の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日）までに、H2Oリテイリングを割当先とする第三者割当ての方法により、払込金額の総額を4,122,425,608円として、普通株式1株を新規に発行すること（以下「本増資」といいます。）により、H2Oリテイリングから乙に対する4,122,425,608

円の払込みが行われることを前提としております。本増資を含め、株式交換比率の算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合、各社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する甲の普通株式数

甲は、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全てを取得する時点の直前時の乙の株主であるH2O リテイリングに対し、本株式交換により甲の普通株式 10,005,000 株を交付する予定です。交付する甲の普通株式については、甲が保有する自己株式を一部充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。なお、乙は、本増資により、普通株式 1 株を新規に発行し、本株式交換の効力発生の直前時における発行済株式総数は 2,001 株となる予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

甲は、本株式交換比率の算定にあたり、下記③「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するために、株式会社アイ・アール ジャパン（以下「アイ・アール ジャパン」といいます。）を、オーケー株式会社（以下「オーケー」といいます。）、H2O グループ及び甲並びに第三者取引（下記③(ア)「甲における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に定義されます。以下同じです。）及び本取引（下記③(ア)「甲における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に定義されます。以下同じです。）から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定しております。

また、特別委員会は、下記③(ア)「甲における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に記載のとおり、株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）をオーケー、H2O グループ及び甲並びに第三者取引及び本取引から独立した第三者算定機関として選定しております。

甲は、下記③(ウ)「甲における独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンから提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、下記③(オ)「甲における独立した法律事務所からの助言の取得」に記載の森・濱田松本法律事務所からの法的助言、並びに同社及びそのアドバイザーが乙に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・交渉を重ねました。そして、下記③(ア)「甲における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に記載のとおり、特別委員会から本答申書（下記③(ア)「甲における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手」に定義されます。）の提出を受けたことを踏まえ、甲は、本株式交換比率は、下記(イ)b.「算定の概要」に記載のとおり、アイ・アール ジャパンから提出を受けた株式交換比率の算定結果及び特別委員会がプルータス・コンサルティングから提出を受けた株式交換比率の算定結果の各算定レンジの範囲内にあること（又はこれを下回ること）、特別委員会においてプルータス・コンサルティングから本株式交換比率は本株式交換（イズミヤ）に係る株式交換比率と併せて少数株主にとって財務的見地から公正なものとする旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）が取得されていること、また、本経営統合によるシナジー効果を適切に考慮したものと評価できることから、甲の株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことは妥当であると判断いたしました。

特に本株式交換比率については、特別委員会において、アイ・アール ジャパン及びプルータス・コンサルティングによる算定・分析結果、法務アドバイザーの助言等を参考に、甲が乙に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、甲及び乙の財務の状況、将来の見通し、甲の株価動向、本経営統合によるシナジー効果等の要因を総合的に勘案し、アイ・アール ジャパンを通じ、H2O リテイリングとの間で複数回に亘り慎重に交渉を重ねた結果、特別委員会は、最終的に上記①「本株

式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率が妥当であり、両社の株主の皆様様の利益に資するものとの判断に至り、取締役会に対し、甲、H2O リテイリング、イズミヤ及び乙の間の経営統合に関する契約書（以下「本経営統合契約」といいます。）並びに本株式交換契約及び本株式交換（イズミヤ）に係る株式交換契約（以下「本両株式交換契約」と総称します。）の締結を承認することを勧告しております。甲は、かかる勧告に基づき、2021年8月31日開催の甲の取締役会において、本経営統合契約及び本両株式交換契約の締結について決議の上、各契約を締結いたしました。

また、本株式交換比率は、本経営統合契約に従い、本株式交換の実行又は本株式交換比率の合理性に重大な影響を与える事情が生じた場合（本効力発生日までに本増資が実施されない場合を含みます。）その他算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、H2O リテイリング及び甲との間で協議の上、変更されることがあります。

(イ) 算定に関する事項

a. 算定機関の名称及び両社との関係

アイ・アール ジャパン及びブルータス・コンサルティングのいずれも H2O グループ及び甲から独立した算定機関であり、H2O グループ及び甲の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

アイ・アール ジャパンは、甲については、甲が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（算定基準日である 2021 年 8 月 30 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における甲の普通株式の 2021 年 3 月 1 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値平均値、2021 年 5 月 31 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値平均値、2021 年 8 月 2 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、また、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能なことから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、それぞれ採用し算定を行いました。

乙については、非上場会社であり市場株価が存在しないため市場株価法は採用していないものの、乙と類似の企業を営む上場会社が複数存在することから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

甲の普通株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用方法		株式交換比率の算定結果
甲	乙	
DCF 法	DCF 法	5,780～9,619
類似会社比較法	類似会社比較法	2,544～8,795
市場株価法	類似会社比較法	1,958～7,620

アイ・アール ジャパンは、上記株式交換比率の算定に際して、甲及び乙から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の

検証を行っておりません。また、甲、乙及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。アイ・アール ジャパンの株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、甲及び乙の各々の財務予測（利益計画を含みます。）については、甲及び乙の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、アイ・アール ジャパンが上記 DCF 法の算定の基礎とした甲の事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度はございません。一方、乙においては 2024 年 3 月期及び 2025 年 3 月期に営業利益がそれぞれ前年度に対して 3 割以上の増加を見込んでいるとのことです。これは現在乙及びイズミヤで取組みを進めている一体経営によるスケールメリットの享受、価格の適正化、商品の共同開発及び業務効率化による粗利益の増加及び販管費の削減等によるものとのことです。また、DCF 法の算定の基礎とした甲及び乙の財務予測は、本株式交換の実施を前提としたものではありません。なお、株式交換比率の算定にあたって、本増資を前提に本株式交換を検討していることから、乙について増資予定の 4,122,425,608 円及び新規発行予定株式数 1 株を加味して算定しております。

ブルータス・コンサルティングは、甲については、甲が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（算定基準日である 2021 年 8 月 30 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における甲の普通株式の 2021 年 3 月 1 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値平均値、2021 年 5 月 31 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値平均値、2021 年 8 月 2 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、また、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能なことから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活動の状況の評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用し算定を行いました。

乙については、非上場会社であり市場株価が存在しないため市場株価法は採用していないものの、乙と類似の企業を営む上場会社が複数存在することから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況の評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

甲の普通株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用方法		株式交換比率の算定結果
甲	乙	
DCF 法	DCF 法	3,486～14,192
類似会社比較法	類似会社比較法	2,510～5,639
市場株価法	類似会社比較法	2,352～5,418

ブルータス・コンサルティングは、上記株式交換比率の算定に際して、甲及び乙から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、甲、乙及びその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行ってお

りません。プルータス・コンサルティングの株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、甲及び乙の各々の財務予測（利益計画を含みます。）については、甲の同意の下、甲及び乙の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、プルータス・コンサルティングが上記 DCF 法の算定の基礎とした甲の事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度はございません。一方、乙においては 2024 年 3 月期及び 2025 年 3 月期に営業利益がそれぞれ前年度に対して 3 割以上の増加を見込んでいるとのことです。これは現在乙及びイズミヤで取組みを進めている一体経営によるスケールメリットの享受、価格の適正化、商品の共同開発及び業務効率化による粗利益の増加及び販管費の削減等によるものとのことです。また、DCF 法の算定の基礎とした甲及び乙の財務予測は本株式交換の実施を前提としたものではありません。なお、株式交換比率の算定にあたって、本増資を前提に本株式交換を検討していることから、乙について増資予定の 4,122,425,608 円及び新規発行予定株式数 1 株を加味して算定しております。

また、甲は、2021 年 8 月 30 日、プルータス・コンサルティングから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、甲、乙及びイズミヤが作成した事業計画、甲の市場株価並びに甲、乙及びイズミヤの類似会社に基づく株式交換比率の算定の結果等に照らして、甲、乙及びイズミヤで合意された株式交換比率が、甲の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータス・コンサルティングが、甲、乙及びイズミヤから、各社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する甲の認識を含めた説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定の結果に加えて、本株式交換の概要、背景及び目的に係る甲、乙及びイズミヤへの質疑応答、プルータス・コンサルティングが必要と認めた範囲内の甲、乙及びイズミヤの事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております(注)。

(注) プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる株式交換比率の算定を行うに際して、甲、乙及びイズミヤから提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに甲、乙及びイズミヤから聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。また、プルータス・コンサルティングは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、甲、乙及びイズミヤの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、甲、乙及びイズミヤの関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルータス・コンサルティングは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での甲、乙及びイズミヤの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

プルータス・コンサルティングが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた甲、乙及びイズミヤの事業計画その他の資料は、甲、乙及びイズミヤの経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、プルータス・コンサルティングはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

プルータス・コンサルティングは、本両株式交換契約が適法かつ有効に作成及び締結され、甲、乙及びイズミヤの株主総会で承認されること、本両株式交換が本両株式交換契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本両株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本両株式交換が本両株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、プルータス・コンサルティングは、

本両株式交換が適法かつ有効に実施されること、本両株式交換の税務上の効果が甲、乙及びイズミヤの想定と相違ないこと、本両株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本両株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。ブルータス・コンサルティングは、本両株式交換の実行に関する甲の意思決定、あるいは本両株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを甲から依頼されておらず、また検討しておりません。ブルータス・コンサルティングは、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本両株式交換に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。ブルータス・コンサルティングは、甲より提示された本両株式交換に係る税務上の想定される効果が実現することを前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、甲、乙及びイズミヤで合意された本両株式交換に係る株式交換比率（以下「本両株式交換比率」といいます。）が甲の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにブルータス・コンサルティングに供され又はブルータス・コンサルティングが入手した情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、ブルータス・コンサルティングは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本両株式交換比率が甲の少数株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、甲の発行する有価証券の保有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるのではなく、甲の株主の皆様に対して本両株式交換に関するいかなる行動も推奨するものではありません。

また、本フェアネス・オピニオンは、本両株式交換比率に関する甲の取締役会及び特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてブルータス・コンサルティングから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

③ 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

甲は、H2O リテイリングが甲の普通株式 3,200,000 株（所有割合にして 10.66%）を保有する主要株主であり、かつ甲との間で 2016 年 10 月 27 日付資本業務提携契約書に基づく資本業務提携を行う関係にあることに鑑み、本株式交換を含む本経営統合の公正性担保に慎重を期し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

(ア) 甲における独立した特別委員会の設置及び答申書の入手

a. 設置の経緯等

甲は、2021 年 6 月上旬、オーケーから、甲の株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、甲を子会社化することを前提とした資本業務提携の提案（以下「第三者提案」といいます。）を受領し、第三者提案に係る取引（以下「第三者取引」といいます。）の是非を検討するに際しては、H2O リテイリングとの資本業務提携のあり方と併せて検討を行う必要があると判断し、オーケー、H2O リテイリング及び甲から独立した立場で、第三者取引に係る検討及び判断を行うための体制の構築を行いました。具体的には、甲は、2021 年 7 月 3 日開催の取締役会の決議により、甲の独立社外取締役である岡田由佳氏、森薫生氏、福井公子氏及び牟禮恵美子氏並びに弁護士として豊富な経験や専門的な知識等を有する渡辺徹氏（北浜法律事務所 弁護士）の 5 名によって構成される特別委員会を設置し、特別委員会に対し、(a)甲の取締役会に対して第三者取引の実施を勧告するか、(b)甲の取締役会における第三者取引の実施についての決定が、甲の少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問いたしました。

他方、甲及びH2Oリテイリングは、その間も両社の資本業務提携のあり方について協議を重ね、2021年7月12日頃から、本両株式交換により本経営統合を行うことについて検討を本格化させました。そこで、甲の取締役会は、2021年7月17日、特別委員会に対し、本両株式交換を行う取引（以下「本両株式交換取引」といいます。）についても、(a)甲の取締役会に対して本両株式交換取引の実施を勧告するか、(b)甲の取締役会における本両株式交換取引の実施についての決定が甲の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。さらに、甲及びH2Oリテイリングの間の本経営統合に関する協議の進捗を受け、2021年8月21日、特別委員会に対し、甲を、(□)H2Oリテイリングの子会社とし、かつ、(□)甲の営む一切の事業を承継する新会社、乙及びイズミヤの3社を完全子会社とする持株会社とするための取引（以下、本両株式交換取引と併せて「本取引」と総称します。）に関し、①甲の取締役会に対し、本取引の実施を勧告するか、②甲の取締役会における本取引の実施についての決定が甲の少数株主にとって不利益なものでないか（以下、上記第三者取引に係る諮問事項及び本両株式交換取引に係る諮問事項と併せて「本諮問事項」と総称します。）について、改めて諮問いたしました。

また、甲の取締役会は、本諮問事項に関し、特別委員会の判断内容を最大限尊重して第三者取引及び本取引に関する意思決定を行うこと、並びに特別委員会が第三者取引又は本取引の実施若しくは第三者取引又は本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、甲の取締役会はその実施の承認をしないことを決議しております。さらに、甲の取締役会は、特別委員会に対し、(□)甲が関係当事者との間で行う交渉の過程に実質的に関与すること、(□)本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを甲の費用負担で選任し、又は、甲の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含みます。）すること、及び(□)必要に応じ、甲の役職員その他特別委員会が必要と認める者から本諮問事項に関する検討及び判断に必要な情報を受領することを決議しております。

なお、特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、特別委員会の回数に応じて算出される金額の報酬（但し、社外有識者である委員についてはタイムチャージによる報酬）を支払うものとされております。

b. 検討の経緯

特別委員会は、2021年7月3日から2021年8月30日までの間に合計13回に亘って開催され、特別委員会の各開催日間においても電子メール等を通じて審議・意思決定等を行うなどして、本諮問事項に関して、慎重に協議及び検討を行うとともに、H2Oリテイリングとの間で交渉を行いました。

まず、特別委員会は、2021年7月3日、独立性の程度、専門性及び実績等に鑑み、独自の法務アドバイザーとして、北浜法律事務所を選任し、その後同年8月2日には、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選任しております。また、特別委員会は、甲のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパン並びに甲の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所の選任について、それぞれの独立性の程度、専門性及び実績等を確認した上でこれらの選任を承認しております。

その上で、特別委員会は、アイ・アール ジャパン及び森・濱田松本法律事務所から、第三者提案がなされた経緯や本取引の検討に至る経緯、各取引のスキーム概要、想定スケジュールの概要並びに第三者取引及び本取引において想定される公正性担保措置等についての説明を受け、これらの点に関して特別委員会の委員に求められる役割等について検討を行っております。

特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、第三者取引に関する質問事項をオーケ

一及び甲に送付し、本取引に関する質問事項を H2O リテイリング及び甲に送付の上、それぞれ回答を受領しております。また、特別委員会は、甲の経営陣（福谷耕治代表取締役社長、中西淳常務取締役等）に対して複数回特別委員会への出席を求め、甲の経営方針、企業価値向上に向けた取組みの内容やスーパーマーケット業界の動向等、また第三者取引及び本取引のそれぞれについて想定されるシナジー、両取引の比較その他の事項について甲の経営陣としての見解及び関連する情報を聴取するとともに、これらの事項について質疑応答を行っております。加えて、特別委員会は、オーケー及び H2O リテイリングに対しても、それぞれ特別委員会への出席を求め、それぞれ第三者取引又は本取引の意義及び目的、取引条件、想定されるシナジー、それぞれの取引後の経営方針その他の事項等について関連する情報を聴取するとともに、これらの事項について質疑応答を行っております。

なお、特別委員会は、甲の経営陣から DCF 法による算定の前提となる甲の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成経緯、目的、内容、重要な前提条件等の合理性について説明を受け、また、その内容の検証に際してプルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンの助言を受け、本事業計画を承認しております。また、特別委員会は、乙及びイズミヤの株式価値の評価（DCF 法による評価）の前提となった各事業計画に関しても、プルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンの助言を受け、その内容を検証するとともに、本増資及びイズミヤが本株式交換（イズミヤ）に係る効力発生日の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日とする。）までに H2O リテイリングに対して行う予定である、第三者割当ての方法による募集株式 1 株の発行（払込金額：1 株当たり 12,261,720,000 円）が乙及びイズミヤの事業計画にそれぞれ与える影響等を確認しております。

さらに、特別委員会は、プルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンより、それぞれが実施した株式価値算定に係る算定方法の選択理由、各算定方法における算定過程、重要な前提条件等に関する質疑応答を行った上で、甲並びに乙及びイズミヤの株式価値の評価及びこれらを前提とする株式交換比率の算定について説明を受け、これらの事項について合理性を確認しております。

また、特別委員会は、北浜法律事務所及び森・濱田松本法律事務所から、第三者取引及び本取引に関する甲の意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言を受けて審議・検討を行っております。

さらに、特別委員会は、甲のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による算定・分析結果、法務アドバイザーの助言等を参考に、甲が乙及びイズミヤに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、甲並びに乙及びイズミヤの財務の状況、将来の見通し、甲の株価動向、本経営統合によるシナジー効果等の要因を総合的に勘案し、アイ・アール ジャパンを通じ、H2O リテイリングとの間で複数回に亘り慎重に交渉を重ねました。

このように、特別委員会は、第三者取引及び本取引の取引条件に関する協議・交渉過程に実質的に関与いたしました。

c. 判断内容

特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2021 年 8 月 31 日付で、甲の取締役会に対し、委員全員の一致により、大要以下の内容の答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出いたしました。

(A) 答申内容

- (i) 甲の取締役会に対し、本取引の実施を勧告する。また、甲の取締役会に対し、第三者取引を実施することは勧告しない。
- (ii) 甲の取締役会における本取引の実施についての決定は、甲の少数株主にと

って不利益なものではない。

(B) 答申理由

(i) 本取引の実施を勧告する理由（第三者取引に反対する理由）

(a) 大要以下のとおり、第三者取引及び本取引について、シナジーの実現可能性やシナジー実現の過程で生じうるデメリット等を勘案した場合、第三者取引より、本取引による方が甲の事業の発展可能性が大きく、より一層、甲の企業価値を向上させていくことができると考えられる。

・第三者取引については、オーケーの経営手法やノウハウを甲の店舗運営に取り入れることで売上拡大や利益率改善に繋がる可能性は相応にあると考えるものの、①業態の違いに起因するオペレーションの違いが大きく、融合が困難と考えられること、②ターゲットとする顧客層が異なり、第三者取引によって甲のブランドイメージを毀損する可能性があること、③人事政策が大きく異なっており、甲の従業員にとって不利益となる可能性があり、引いては、甲のサービス力の低下に繋がる可能性があること、及び④中長期的なビジョンが共有されておらず、第三者取引を実施した後の統合プロセスに支障が生じる可能性があることから、シナジーの実現可能性に疑義があり、また、シナジー実現の過程で生じうるデメリットを看過することができない。

・本取引については、①事業環境及び経営課題が共有されていること、②資本業務提携の実績があり、統合後の取組みに連続性があること、③業態が共通しており、オペレーションの融合が可能と考えられること、④人事政策に共通するところが多く、人事交流を通じたシナジーの実現が期待できること、及び⑤持株会社体制への移行はシナジーの早期実現に資すると考えられることから、シナジーの実現が見込まれ、甲の企業価値の向上に資するものと考えられる。

(b) 第三者取引においては、現金を対価とする公開買付け等が行われ、株主に対して直接対価が交付される一方で、本取引においては、本両株式交換によって甲が H2O 子会社を取得し、H2O リテイリングに対して株式が発行されるにとどまり、株主に対して直接対価が交付されることはない。このように、両取引は、対価の構造が異なるため、その経済条件を単純に比較することはできない。もっとも、プルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンによる甲及び H2O 子会社の株式価値の算定結果等を考慮すれば、本取引により甲の少数株主が享受しうる利益（本経営統合後の甲の株式価値）は、第三者取引により少数株主が享受しうると考えられる利益（本公開買付け等の対価）と比較し、これを上回るか、少なくとも遜色のないものと評価することができる。

(ii) 以下の諸点等を考慮し、特別委員会は、本取引については、甲の少数株主の利益を図る観点から、(a)取引条件の妥当性が確保され、かつ、(b)公正な手続が実施されており、甲の取締役会における本取引を実施する旨の決定は甲の少数株主にとって不利益なものではないと判断する。

(a) 取引条件の妥当性が確保されていると判断した理由

・アイ・アール ジャパンの算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されること、本両株式交換比率は、アイ・アール ジャパンによる算定結果における市場株価法及び類似会社比較法の算定レンジの範囲内にあり、DCF 法の算定レンジの下限を下回っている。なお、株式交換比率が算定レンジの下限を下回っていることは、甲の少数株主の利益にとって有利であると評価し得る。

- ・ プルータス・コンサルティングの算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断される所、本両株式交換比率は、プルータス・コンサルティングによる算定結果における各算定方法の算定レンジの範囲内にある。
 - ・ 本フェアネス・オピニオンは発行手続及び内容に不合理な点は認められず、信用できるものと判断される所、本両株式交換比率が少数株主にとって財務的な観点から公正であると評価されている。
 - ・ プルータス・コンサルティング及びアイ・アール ジャパンによる甲及び H2O 子会社の株式価値の算定結果等を考慮すれば、本取引により甲の少数株主が享受しうる利益（本経営統合の甲の株式価値）は、第三者取引により少数株主が享受しうると考えられる利益（本公開買付け等の対価）と比べてこれを上回るか、少なくとも遜色のないものと評価することができる。
- (b) 公正な手続が実施されていると判断した理由
- ・ 設置時期の適切性、委員の独立性及び属性、取引条件の交渉過程への関与、独立性のある専門家アドバイザーの起用、甲の経営陣へのインタビューをはじめとする答申に必要な情報の取得、委員の報酬の設定方法等により、特別委員会が有効に機能するための工夫がなされている。
 - ・ 甲の取締役会における第三者取引及び本取引に関する意思決定については、特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととし、特別委員会が、第三者取引及び本取引の取引条件が妥当でないとして判断した場合には、甲の取締役会は第三者取引及び本取引に賛同しないこととされている。
 - ・ 甲及び特別委員会において、それぞれ独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得し、独立した外部専門家の専門的助言を取得している。
 - ・ 特別委員会が検討を開始した当初から、第三者取引及び本取引の 2 つの対抗的提案が存在したことに加え、さらに他の対抗的買収提案者が対抗的買収を提案しうるための最低限の状況は確保されており、間接的マーケットチェックが実施されているものと評価できる。
 - ・ 本取引については、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は明示的には設定されていないが、2021 年 10 月 29 日に開催予定の甲の臨時株主総会における特別決議による承認が得られることが前提となっており、甲の株主総会における議決権行使比率が 90%程度であることを考慮すれば、事実上、H2O リテイリングを除く少数株主の過半数の賛同がない限り、実行できないものとなっている。
 - ・ 甲の 2021 年 8 月 31 日付プレスリリース「当社とエイチ・ツー・オーリテイリング グループの経営統合（資本業務提携）、株式交換によるイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスの完全子会社化、親会社の異動、吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更並びに代表取締役の異動に関するお知らせ」のドラフト等についても確認した結果、少数株主に対して適切な情報提供が行われる予定であると認められる。
 - ・ 本取引は、少数株主がこれに賛同する場合と反対する場合とで置かれる経済条件につき差異が生じるものではなく、また、反対株主には株式買取価格決定請求権が確保されており、強圧性が生じないよう配慮がなされていると評価できる。

(イ) 特別委員会における独自の独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネ

ス・オピニオンの取得

特別委員会は、独自に、オーケー、H2O グループ及び甲並びに第三者取引及び本取引から独立した第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選定し、プルータス・コンサルティングから、本事業計画の内容を含む本両株式交換比率の算定に関する留意点等に係る助言を受けるとともに、2021年8月30日に、株式価値及び株式交換比率算定書（以下「本算定書（プルータス）」といいます。）を受領するとともに、本両株式交換に係る交換比率に関する算定書を取得いたしました。本算定書（プルータス）の概要は、上記②(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。また、特別委員会は、プルータス・コンサルティングから、本両株式交換比率は少数株主にとって財務的見地から公正なものとする旨の本フェアネス・オピニオンも取得しております。本算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンの概要については、上記②(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。

(ウ) 甲における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

甲は、本両株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、オーケー、H2O グループ及び甲並びに第三者取引及び本取引から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として、アイ・アール ジャパンを選定し、2021年8月30日に本両株式交換に係る株式交換比率算定書（以下「本算定書（アイ・アール ジャパン）」といいます。）を取得いたしました。本算定書（アイ・アール ジャパン）の概要は、上記②(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、アイ・アール ジャパンは、甲に対し、本両株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は提出しておりません。

(エ) 特別委員会における独自の独立した法務アドバイザーからの助言の取得

特別委員会は、独自に、オーケー、H2O グループ及び甲並びに第三者取引及び本取引から独立した法務アドバイザーとして北浜法律事務所を選任し、同法律事務所より、第三者提案及び本取引に係る特別委員会の審議の方法及びその過程、第三者提案及び本取引に関する留意点等について、法的な観点から助言を受けております。

(オ) 甲における独立した法律事務所からの助言の取得

甲は、オーケー、H2O グループ及び甲並びに第三者取引及び本取引から独立した法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、第三者提案及び本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

(カ) 甲における利害関係のない取締役全員による承認

甲の取締役のうち、森忠嗣氏は、過去にH2O リテイリングの取締役であったため、本取引において特別の利害関係を有するおそれが否定できないことを踏まえ、利益相反を回避する観点から、甲の取締役会における第三者取引及び本取引に係る審議及び決議に参加しておりません。なお、2021年8月31日の甲の取締役会においては、森忠嗣氏以外の全ての取締役（監査等委員である取締役を含みます。）10名が出席の上、出席取締役の全員一致により、本経営統合契約の締結につき承認可決されております。

(2) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定めます。かかる内容は、甲の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり相当であると判断して

おります。

3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

- (1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

- (2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

- ① 本増資

乙は、本効力発生日の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日とする。）までに、H2O リテイリングに対して第三者割当ての方法により募集株式 1 株の発行（払込金額：1 株当たり 4,122,425,608 円。）を行うことを予定しております。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

- ① 本株式交換（イズミヤ）

甲は、イズミヤとの間で 2021 年 8 月 31 日付で締結した株式交換契約に基づき、2021 年 12 月 1 日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社とし、イズミヤを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことといたしました。

- ② 中間配当

甲は、2022 年 3 月期に係る中間配当として、2021 年 9 月 30 日を基準日とする 1 株当たり 8 円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

- ③ 吸収分割

甲は、分割準備会社との間で 2021 年 9 月 30 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2022 年 2 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承継会社とし、甲がその営む一切の事業に関して有する権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割（本吸収分割）を行うことといたしました。

なお、本吸収分割は、本経営統合のために行われるものであり、2021 年 10 月 29 日

に開催予定の甲の臨時株主総会において承認を受けた上で、2022年2月1日を効力発生日として実施される予定です。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換に際して、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 (株式交換契約書)

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」という。）及び株式会社阪急オアシス（以下「乙」という。）は、2021年8月31日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）株式会社関西スーパーマーケット
（住所）兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）株式会社阪急オアシス
（住所）大阪府大阪市北区角田町8番7号

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に5,000を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際し、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき甲の株式5,000株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年12月1日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下「株式交換承認総会」という。）を求める。
2. 甲は、甲の株式交換承認総会において、甲の定款を2021年12月1日付で別紙のとおり変更する旨の決議を求める（かかる定款変更を、以下「本定款変更」という。）。

第7条（剰余金の配当及び自己株式の取得の制限）

1. 甲は、2021年9月30日を基準日として、1株当たり8円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならないものとし、かつ、本契約締結日後、本効力発生日より前の日のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（但し、会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて行う自己株式の取得及び会社法第797条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて行う自己株式の取得を除く。）を行わないものとする。

第8条（その他の増資・組織再編）

1. 甲及び乙は、乙が本効力発生日の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日とする。）までにエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に対して第三者割当ての方法により募集株式1株の発行（払込金額：1株当たり4,122,425,608円。以下「本増資」という。）を行う予定であることを確認する。
2. 甲及び乙は、甲がイズミヤ株式会社（住所：大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号。以下「丙」という。）との間で本契約締結日付で株式交換契約を締結し、同契約に基づき、2021年12月1日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、丙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本イズミヤ株式交換」という。）を行う予定であることを確認する。
3. 甲及び乙は、甲が本契約締結日後速やかに甲の完全子会社として設立する予定の株式会社（以下「丁」という。）との間で甲を吸収分割会社、丁を吸収分割承継会社とし、甲が甲の営む一切の事業に関して有する権利義務を丁に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に係る吸収分割契約を締結し、2022年2月1日を効力発生日として本吸収分割を行う予定であることを確認する。

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らか

となった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本株式交換及び本契約の効力）

1. 本株式交換は、本効力発生日において、本増資に係る払込金額全額の払込み及び乙の募集株式1株の発行が行われていること並びに本定款変更が効力を生じていることを条件として、本イズミヤ株式交換と同時に、その効力を生じるものとする。
2. 本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条各項に定める各議案について甲若しくは乙の株式交換承認総会の決議による承認を得られなかったとき、本株式交換の実行に際して効力発生前に法令上必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲又は本割当対象株主によって本株式交換に関して行われる届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しないとき及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられたときを含むが、これらに限られない。）、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2021年8月31日

甲： 兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役社長 福谷 耕治



乙： 大阪府大阪市北区角田町8番7号
株式会社阪急オアシス
代表取締役社長 永田 靖人



(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>100,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第32条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 第6条 (発行可能株式総数) の変更は、2021年12月1日付でその効力を生じる。なお、本附則は、同日の経過後にこれを削除する。</u></p>



別紙2（株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

次頁以降をご参照ください。

株式会社阪急オアシス

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

計算書類

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告

事業報告

2020年 4月 1日から

2021年 3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 営業の経緯及び成果

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症による生活スタイルの変化に伴う内食需要の高まりから客数は減少したものの、買上げ点数、客単価上昇により売上高は堅調に推移いたしました。

当社におきましては、例年になく厳しい新型コロナ禍の消費環境に対応すべく、3密を避ける買物スタイルの定着化に向け、お客様と従業員の安心・安全を確保することを優先した当該感染症拡大抑制策や既存サービスの見直し及び既存店舗の営業力強化に向け、店舗展開の標準化を意図した改装にも積極的に取り組みました。お客様が安心してお買い物ができる環境づくりとして、アルコール自動手指消毒器の増設、ソーシャルディスタンス確保のためのフロアサイン表示、また、従業員が安心して業務に従事できる職場環境づくりとしてマスク着用の義務付け、レジガードの設置、チェッカー係の手袋着用、諸会議や商談・研修会・採用活動等におけるWeb活用など、お客様と従業員の安心・安全を確保することを最優先に対策を進めてまいりました。さらにエッセンシャルワーカーとして活躍する従業員への感謝と健康を願い、6月と2月の2回、特別一時金を支給いたしました。

このような取組み推進により当年度は売上高1,107億円（前期比101.2%）営業利益15.2億円（前期比15,500.7%）の増収増益となりました。

具体的な取組みとしては、昨今の経済情勢を見据え「高利益体質づくり」「マーケット変化への対応」「業務標準化、省力化による生産性向上」を指針とし、その内容は次の通りであります。

□営業施策

販売施策では5倍ポイントデーの廃止と買上げ額に応じた優待制度（VIPポイント）の導入、及び曜日基軸販促への変更による売上繁閑差是正や、折込みチラシの集約及び時代性にマッチしたSNS等のコミュニケーションツールを活用した販売手法を導入しました。また、チラシ掲載商品のSKUを絞り込み、他社との差別化を基軸とした商品の展開を強化し、粗利益率向上の取組みを積極的に進め、国内メーカー各社とのオリジナル商品開発、グループ共同での商品開発の拡充も推進しました。

店舗運営面においては、営業時間の見直しをはじめ、販促ツールの標準化や在庫の削減、バックヤード備品の定位置管理の推進による業務の効率化を図り、従業員の働き方を見直す中で業務の平準化及び生産性向上に取り組みました。

□店舗再編

2017年10月より建替え工事に伴い一時閉店しておりました阪急オアシス茨木駅前店（大阪府茨木市）を7月に開店いたしました。

一方で、収益性向上と限られた要員の有効活用の視点から9月に阪急オアシス仁川店（兵

庫県西宮市)、10月には阪急オアシス吹田穂波店(大阪府吹田市)の2店舗の営業を終了しました。

□経費

販管費は、売上拡大に伴う要員増に加え、マスク着用、アルコール消毒などの感染対策、従業員への特別一時金の支給による増加、一方でチラシ配布やイベントの中止や出張費、教育費など人の移動自粛による減少、またマーケット変化への対応としてWebを活用した新たな販促展開による顧客の囲い込みへの投資や、モバイルワークへの転換に向けた投資など、経費の使い方に大きな変化があった年度でありましたが、前期より抑制することができました。

□生産性の向上

働き方の更なる効率化を目指し、職場環境、売場備品の更新等により省力化を図り、店舗オペレーションの標準化を進めるとともに、キャッシュレス化の推進やセミセルフレジの活用による接客時間の削減等、将来的にはレジ要員の削減に繋げてまいります。

また、計画的なスクラップ&ビルドを行い、閉鎖店舗のスタッフを即戦力として近隣既存店や新店へ異動させる等、限られた要員を有効活用することで、営業利益率の高い基幹店舗の売上高確保や、小型店の徹底したローコストオペレーションへの転換に取り組ましました。

これらの諸施策への取組みに加え、不振店舗の減損損失を計上いたしました結果、当事業年度の主な経営数値は以下の通りとなりました。

売上高	:	1, 107億6千277万円	(前期比 101.2%)
売上総利益	:	298億8千240万円	(前期比 103.6%)
売上総利益率	:	27.0%	(前期比 +0.6%)
その他営業収入	:	70億9千532万円	(前期比 100.8%)
営業総利益	:	369億7千773万円	(前期比 103.1%)
販売費及び一般管理費	:	354億6千183万円	(前期比 98.9%)
営業利益	:	15億1千589万円	(前期比 15,500.7%)
経常利益	:	9億145万円	(前期差 +12億5,446万円)
税引前当期純利益	:	2億4千209万円	(前期差 +51億4,114万円)
当期純利益	:	7億9千976万円	(前期差 +68億40万円)

(2) 資金調達の状況

当事業年度において当社は、設備投資計画に基づきエイチ・ツー・オーリテイリング株式会社からの借入により資金を調達しております。なお、当事業年度末における借入金残高は、46億9千9百万円(一年内返済予定長期借入金16億5百万円、長期借入金30億9千4百万円)であります。

(3) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資は、総額19億8百万円であります。主な投資としては、新規出店(7月 茨木駅前店)、2022年出店予定の店舗(吹田岸部店)、老朽化設備の更新であります。

(4) 対処すべき課題

次年度は、収束の見えない新型コロナウイルス感染症への対応に加え、業態を超えた競争のさらなる激化、人件費単価の増加・コストの上昇など引き続き厳しい経営環境が想定されます。

このような状況の中、中長期的な課題を「高利益体質への転換」と捉え、筋肉質な経営基盤づくりを本年度に引き続き推し進めるとともに、食品グループのSM事業運営体制一体化方針に則り、各社本部機能の集約化及び一体運営の強化を図ります。

重点課題として、マーケット対応力強化（ワンストップショッピング・ラストワンマイルへの対応）、高粗利体質づくり、働き方の見直し・業務の標準化・省力化による生産性向上、計画的な出店と店舗閉鎖でのスクラップ&ビルドに取り組んでまいります。

また、数値目標としては売上高1,110億円、営業利益18億円を目指します。

□次年度の経営課題

①マーケット対応力強化

- 1) IT投資による上顧客囲い込み・新客の獲得のための顧客政策推進
- 2) 「即食」「健康」など時代性を捉えた提案強化
- 3) 52週展開計画による売場鮮度の維持
- 4) EDLP・曜日奉仕の強化

②高利益体質づくり

- 1) 食品グループでの共同仕入れの推進
- 2) 生鮮惣菜・デリカのシェア向上
- 3) 高利益率・差別化商品の開発

③業務標準化・省力化による生産性向上

- 1) 店舗のタイプ別分類（規模・立地・マーケット）
- 2) SKUを絞り込み、共通MDのシェア向上
- 3) チェーンオペレーション強化に向けた業務の標準化
- 4) 省力化・無人化にむけた有効な投資の検討
- 5) プロトタイプ店舗のブラッシュアップと、既存店への水平展開

④新規2店舗（予定）出店

2021年4月 神戸市中央区 神戸三宮店

2022年2月 大阪市北区 大淀南店（仮称）

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

区分	第12期	第13期	第14期	第15期(当期)
	(2017年4月 ~2018年3月)	(2018年4月 ~2019年3月)	(2019年4月 ~2020年3月)	(2020年4月 ~2021年3月)
売上高(百万円)	116,798	112,592	109,415	110,762
営業利益(百万円)	602	455	9	1,515
経常利益(百万円)	286	121	△353	901
当期純利益(百万円)	△1,588	△978	△6,000	799
1株当たり当期純利益	△794,237円40銭	△489,230円63銭	△3,000,319円81銭	399,884円48銭
総資産(百万円)	52,800	53,389	51,520	51,142
純資産(百万円)	20,020	19,041	13,041	13,532

(注) 経常利益、当期純利益及び1株当たり当期純利益の△印は、損失を示しております。

(6) 主要な事業内容

スーパーマーケットの経営

(7) 主要な店舗(2021年3月31日現在)

名称	所在地
阪急オアシス	
南千里店	大阪府吹田市津雲台1丁目1番30号
日生中央店	兵庫県川辺郡猪名川町松尾台1丁目2番1号
御影店	神戸市東灘区御影中町3丁目2番1号 御影クラスセ1階
伊丹鴻池店	兵庫県伊丹市鴻池4丁目1番10号
武庫之荘店	兵庫県尼崎市南武庫之荘1丁目21番1号
箕面店	大阪府箕面市瀬川5丁目1番1号
豊中駅前店	大阪府豊中市玉井町1丁目1番1号200
天六店	大阪市北区天神橋7丁目1番24号
キセラ川西店	兵庫県川西市火打1丁目16番6号
Kitchen&Market	
ルクア大阪店	大阪市北区梅田3丁目1番3号 ルクア大阪地下2階

(8) 使用人の状況(2021年3月31日現在)

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	806名	+27名	43.5歳	19.4年
女性	305名	+17名	34.6歳	11.7年
合計	1,111名	+44名	41.1歳	17.3年

注. 上記使用人数には、受入出向者34名を含んでおります。

上記使用人数のほかに、嘱託社員118名、契約社員242名、パート社員4,328名、アルバイト1,344名がおります。

(9) 重要な親会社の状況（2021年3月31日現在）

①親会社との関係

当社の親会社は株式会社エイチ・ツー・オー食品グループであり、同社は当社の株式を2,000株（出資比率100%）保有しております。また、株式会社エイチ・ツー・オー食品グループの親会社はエイチ・ツー・オーリテイリング株式会社であり、同社は株式会社エイチ・ツー・オー食品グループの株式を2,000株（出資比率100%）保有しております。

なお、子会社株式管理業務の分割により2021年4月1日に株式会社エイチ・ツー・オー食品グループから、エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社への親会社の異動がありました。

②親会社等との間の取引に関する事項

当社は、エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社との間で、資金需要に対応するため資金借入取引を行っており、本事業年度においても、市場金利を勘案した合理的な利率を設定し、長期借入金として総額46億9千9百万円の期末残高を有しております。

なお、これについては取締役会の全員一致の承認を得ており、これらの取引が当社及びエイチ・ツー・オーリテイリング株式会社の利益を害するものでないと判断しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2021年3月31日現在）

借入先	借入残高
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	4,699百万円
合 計	4,699百万円

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,000株
- (3) 株主数 1名
- (4) 株主名 株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
並松 誠	代表取締役社長	株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ 取締役
林 克弘	取締役	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役副社長 株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ 代表取締役社長
松元 努	取締役専務執行役員 営業本部長	
永田 靖人	取締役専務執行役員 総務人事室長	
藤原 成人	取締役常務執行役員 営業本部営業企画室長	
志水 孝行	取締役常務執行役員 営業本部商品統括室長	
西本 和也	取締役執行役員 営業本部店舗統括室長	
中本 孝	常勤監査役	
後藤 健志	監査役	株式会社阪急阪神百貨店 監査役

注. 当期中の役員の異動

2021年3月31日付をもって、並松 誠、林 克弘、松元 努、藤原成人、志水孝行、西本和也の各氏は取締役を辞任いたしました。

<ご参考> 2021年4月1日現在の役員の状況

取締役及び監査役

氏名	地位及び担当
永田 靖人	代表取締役社長
高木 一郎	取締役執行役員 総務人事室長
黒澤 憲一	取締役執行役員 営業統括室長
中本 孝	常勤監査役
後藤 健志	監査役 株式会社阪急阪神百貨店 監査役

執行役員（取締役兼務者を除く）

氏名	地位及び担当
志水 孝行	執行役員 商品統括室長

4. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が効率的かつ法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 執行役員制度を導入するとともに、経営上の意思決定を効率的に行うため「経営会議」を設置します。
- 2) 中期計画を策定し、事業年度毎に予算を設定します。また、月次・四半期の業績管理を行うとともに、取締役会、経営会議において事業計画の進捗状況を検証し、必要に応じて目標を修正します。
- 3) 職制に基づく所管事項または受命事項の処理に関する手続を定めた「決裁規程」を整備し、権限と責任の所在を明確にします。
- 4) 役員及び使用人がH20リテイリンググループの基本方針、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を定めた「H20リテイリンググループ行動規範」、及び「グループコンプライアンス規程」の遵守・徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- 5) 「H20リテイリンググループ行動規範」に則り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じないよう、警察、弁護士などの外部との連携を強化し、反社会的勢力との関係遮断のために必要な体制を整備します。
- 6) H20リテイリンググループにおけるコンプライアンス体制の構築・整備及び食品事業におけるリスクの未然防止を推進することを目的に制定された「グループコンプライアンス委員会」及びH20食品グループ「CSR推進委員会」の活動に参加し、コンプライアンス・リスクに関わる諸施策の推進と情報の共有化を図ります。
- 7) コンプライアンス担当者を任命するとともに、内部通報制度として「コンプライアンスホットライン」を設置します。
- 8) 役員及び社員の懲戒処分に関するルールを定めます。また、当社に内部監査部を置くとともに、「内部監査規程」を制定し、内部監査を実施する際のルールを定めます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る社内文書、その他の情報について、法令等に基づき、保管方法、保存期間を定めた規程を制定し、保存及び管理します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応、対応策の実施等を骨子とする「リスク管理規程」を制定し、リスク管理に関する基本方針並びにルールを定めます。
- 2) 社内緊急時連絡網を構築し、リスク発生時における報告・指示系統及び責任の所在を

明確にします。

- 3) H2O食品グループCSR推進委員会においてグループ全社のリスクに関する情報の共有化及びリスク対応並びにリスク発生時の再発防止対策を講じます。労務管理・品質管理・公正取引について分科会でリスク低減に向けた管理活動を推進します。

- ④当社並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
経営計画、営業政策、その他の重要な業務執行については、グループ経営会議の事前承認を得るものとします。また、適宜、重要な業務執行の進捗状況について、グループ経営会議及びH2Oリテイリング取締役会に報告を行います。

- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請があった場合、監査役の職務を補助する専任の監査役スタッフを選任します。また、監査役スタッフは、取締役の指揮命令に服さないものとします。

- ⑥取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 「監査役と代表取締役との会合」を定例開催（毎年4回）します。また「監査役と本社スタッフとの会合」を定例開催し、情報交換及び業務協力を行います。
- 2) 「経営会議」その他の重要会議に監査役が出席し、重要案件に関する決裁書及び各種委員会の議事録を監査役に回覧するとともに、監査役から要請があった場合、取締役・執行役員・使用人は、担当職務に関して監査役に報告・説明を行います。
- 3) 監査役に、内部統制、コンプライアンス、リスク管理、内部通報制度に関する報告を定期的に行います。
- 4) 監査役に報告を行った取締役・執行役員・使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

- ⑦監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、監査役がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、法令に基づき、速やかにその費用等について負担します。また、監査役職務の執行について生ずる費用等に係る予算を毎年設けます。

(2) 当事業年度における内部統制システムの運用状況の概況

- ①当社における業務の適正を確保するために、H2Oリテイリングが主催するグループコンプライアンス委員会及びグループコンプライアンス連絡会に参加し、リスク管理等の施策に関するグループの方針を共有しております。

また、H2O食品グループのCSR推進委員会に参加し、食品事業に特化したリスク管理等の施策に関するグループの方針を共有するとともに、重要な課題について「適正労務管

理部会」「品質管理部会」「公正取引部会」に参加し、各種施策の立案並びに推進を図っております。

②コンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、当事業年度は「食品事故の防止」及び「適正労務管理」を重点課題として、各種施策を推進しました。

「食品事故の防止」については通常の食品衛生活動に加え食中毒予防キャンペーンの実施やノロウイルス対応の手順の再整備と周知を図りました。

「適正労務管理」については、労働時間の適正把握を徹底するために、従来のカードデータ管理に加え、手書台帳での管理を行うなど管理体制の強化を図るとともに、管理職への教育、長時間労働者に対する是正指導を継続して実施しております。

内部通報制度「コンプライアンスホットライン」については、当社に通報窓口を設置し、継続的に運用しております。

反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取組みを継続して実施しております。

③監査を支える体制においては、監査役と代表取締役の会合及び経理・総務・内部監査等のスタッフとの会合を定期的実施するとともに、常勤監査役が全体会議、経営会議などの重要な会議に出席しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当性向30%の配当を行うことを基本方針といたします。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	51,142	(負債の部)	37,609
流動資産	13,139	流動負債	18,421
現金及び預金	1,241	買掛金	7,411
売掛金	5,152	1年内返済予定の 長期借入金	1,605
リース投資資産	20	リース債務	579
商品	1,801	未払金	3,223
貯蔵品	81	未払費用	973
前払費用	686	未払法人税等	191
短期貸付金	2,348	前受金	235
未収入金	1,756	預り金	3,567
その他	66	賞与引当金	63
貸倒引当金	△ 16	ポイント引当金	495
		店舗閉鎖損失引当金	37
		資産除去債務	35
		その他	0
固定資産	38,002	固定負債	19,187
有形固定資産	25,971	長期借入金	3,287
建物及び構築物	8,421	リース債務	10,698
機械及び装置	469	退職給付引当金	2,017
器具及び備品	1,192	役員退職慰労引当金	41
土地	8,387	長期預り保証金	1,843
リース資産	7,374	資産除去債務	1,226
建設仮勘定	125	その他	72
無形固定資産	3,048	(純資産の部)	13,532
借地権	170	株主資本	14,012
ソフトウェア	108	資本金	100
のれん	2,704	資本剰余金	19,976
施設利用権	64	資本準備金	25
		その他資本剰余金	19,951
投資その他の資産	8,982	利益剰余金	△ 6,064
投資有価証券	2	その他利益剰余金	△ 6,064
長期前払費用	194	固定資産圧縮積立金	1
差入保証金	5,006	繰越利益剰余金	△ 6,065
長期貸付金	1,484		
繰延税金資産	1,926	評価・換算差額等	△ 479
長期リース投資資産	194	土地再評価差額金	△ 479
その他	181		
貸倒引当金	△ 7		
資産合計	51,142	負債・純資産合計	51,142

損益計算書

2020年4月 1日から
2021年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		110,762
売 上 原 価		80,880
売 上 総 利 益		29,882
そ の 他 営 業 収 入		7,095
営 業 総 利 益		36,977
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		35,461
営 業 利 益		1,515
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17	
そ の 他	35	53
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	337	
グ ル ー プ 運 営 負 担 金	214	
そ の 他	115	667
経 常 利 益		901
特 別 利 益		
違 約 金 収 入	365	
助 成 金 収 入	3	368
特 別 損 失		
減 損 損 失	962	
店 舗 閉 鎖 損 失	44	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ る 損 失	16	
固 定 資 産 除 却 損	5	1,028
税 引 前 当 期 純 利 益		242
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		242
法 人 税 等 調 整 額		△ 800
当 期 純 利 益		799

株主資本等変動計算書

2020年4月 1日から

2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100	25	19,951	19,976	5	△ 6,560	△ 6,555	13,521
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	△ 308	△ 308	△ 308
遡及処理後当期首残高	100	25	19,951	19,976	5	△ 6,868	△ 6,863	13,212
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	-	-	799	799	799
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△ 3	3	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 3	803	799	799
当期末残高	100	25	19,951	19,976	1	△ 6,065	△ 6,064	14,012

	評価・換算差額等		純資産合計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 479	△ 479	13,041
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△ 308
遡及処理後当期首残高	△ 479	△ 479	12,732
当期変動額			
当期純利益	-	-	799
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
当期変動額合計	-	-	799
当期末残高	△ 479	△ 479	13,532

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの 総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

売価還元法による低価法

なお、生鮮品につきましては最終仕入原価法を採用しております。

貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法

なお、のれんについては発生日以後20年間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましても、貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましても、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
ポイント引当金	販売促進のためのポイント制度において、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (1) 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 (2) 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
役員退職慰労引当金	役員及び執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
店舗閉鎖損失引当金	店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。
-----------	---

会計方針の変更に関する注記

たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更

商品の評価方法は、従来、売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっておりましたが、株式会社イズミヤ及びカナート株式会社とのシステム統合に伴い、算定に必要なデータの入手が可能となったため、当事業年度より売価還元法による低価法に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、その変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は308百万円減少しております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、業績及び財産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

これらの見積りに基づき貸借対照表に計上した金額は以下の通りです。

繰延税金資産	1,926百万円
--------	----------

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 32,581 百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,348 百万円
短期金銭債務	1,923 百万円
長期金銭債務	3,093 百万円

3. 直接減額による圧縮記帳

国庫補助金を受け入れたことにより、有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりです。

建物及び構築物	25 百万円
機械及び装置	35 百万円
器具及び備品	34 百万円
合計	95 百万円

また、都市再開発法による第一種市街地再開発事業の施行に伴う権利変換により、有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳額は、次のとおりです。

土地	13 百万円
建物	38 百万円
合計	52 百万円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額（税効果部分を除く。）を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

(2) 再評価を行った年月日 2002年2月28日

(3) 「土地の再評価に関する法律」第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 572 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
その他営業収入	82 百万円
販売費及び一般管理費	1,000 百万円
営業取引以外の取引による取引高	245 百万円

2. 違約金収入口

店舗テナントとの賃貸借契約の中途解約に伴うテナント先からの解約違約金です。

3. 減損損失

当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

資産グループ	場 所	用 途	種 類	減損損失
福島ふくまる通り57店	大阪府大阪市	店舗	建物及び構築物等	336
茨木大手町店	大阪府茨木市	店舗	リース資産等	165
千里山竹園店	大阪府吹田市	店舗	器具及び備品等	81
旧服部店	大阪府豊中市	貸与資産	土地等	74
南茨木店（仮設）	大阪府茨木市	店舗	建物及び構築物等	60
尼崎潮江店	兵庫県尼崎市	店舗	建物及び構築物等	58
枚方出口店	大阪府枚方市	店舗	建物及び構築物等	43
ルクア大阪店	大阪府大阪市	店舗	建物及び構築物等	43
守口店	大阪府守口市	店舗	器具及び備品等	13
山科店	京都府京都市	店舗	器具及び備品等	12
塚本店	大阪府大阪市	店舗	器具及び備品等	10
富田店他14店舗	—	店舗	器具及び備品等	61

当社は、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、店舗等については継続して収支を把握している単位で、賃貸不動産については物件ごとに一つの資産グループとしております。

競争環境の激化に伴って営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗及び閉店の意思決定をした店舗を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 962百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、土地 69百万円、建物及び構築物 500百万円、機械及び装置 26百万円、器具及び備品 261百万円、リース資産 82百万円、施設利用権 19百万円及びソフトウェア 1百万円であります。

回収可能価額は主に使用価値を使用し、将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて算定しております。

また、一部の資産グループは正味売却価額を使用しており、売却見込額に基づいて評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数 普通株式 2,000株

剰余金の配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2021年6月18日開催の定時株主総会において、次のとおり決議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	239 百万円
②配当の原資	資本剰余金
③1株当たりの配当額	119,965円34銭
④基準日	2021年3月31日
⑤効力発生日	2021年6月22日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資計画に基づき、親会社からの借入により資金を調達しております。
また、キャッシュ・マネジメント・システムにより、設備投資等で資金不足が生じる場合は親会社からの借入により資金を調達し、資金余剰が生じる場合は同社に貸付を行っています。
当社は、営業債権である売掛金について、営業部門の責任者が経理部門と協力して、主要な取引の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

((注) 2 参照)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,241	1,241	-
(2)売掛金	5,152	5,152	-
(3)未収入金	1,756	1,756	-
(4)短期貸付金	2,348	2,348	-
(5)長期貸付金	1,484	1,555	70
資産計	11,983	12,054	70
(1)買掛金	7,411	7,411	-
(2)未払金	3,223	3,223	-
(3)未払費用	973	973	-
(4)預り金	3,567	3,567	-
(5)長期借入金 ※1	4,892	4,866	△ 26
(6)リース債務 ※2	11,278	11,078	△ 200
負債計	31,347	31,120	△ 226

※1 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

※2 1年内支払予定のリース債務を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金及び(4)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期貸付金

長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した元利息の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払費用及び(4)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利息の合計額を同様に新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6)リース債務

リース債務の時価については、元利息の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
差入保証金	5,006
長期預り保証金	1,843

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次の通りです。

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	697 百万円
土地評価損	472 百万円
減損損失	2,639 百万円
資産除去債務	436 百万円
その他	527 百万円
<hr/>	
繰延税金資産小計	4,773 百万円
評価性引当額	△ 2,135 百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	2,637 百万円
 (繰延税金負債)	
土地評価益	△ 447 百万円
固定資産圧縮積立金	△ 0 百万円
その他	△ 262 百万円
<hr/>	
繰延税金負債合計	△ 710 百万円
<hr/>	
繰延税金資産の純額	1,926 百万円

上記の他、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が165百万円ありますが、評価性引当額165百万円を控除し、繰延税金資産として計上はありません。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権等所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	(被所有) 間接100%	役員の兼任	グループ運営 負担金の支払	214	未払費用	236
				CMSによる 資金の貸付	1,791	短期貸付金	2,348
				利息の受取	5		
				資金の借入	2,867	1年内返済予定 の長期借入金	1,605
				資金の返済	4,640		
				利息の支払	25	長期借入金	3,093

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 資金の借入・貸付については、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であり、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

また、CMSによる取引金額については前事業年度末残高からの増減額を表示しております。

兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権等所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱阪急阪神 百貨店	—	役員の兼任	仕入の代行	6,452	未収入金	579
				手数料収入	34		
	㈱ペルソナ	—	—	電子マネー 売掛	23,949	売掛金	1,836
				電子マネー 手数料	97		
				電子マネー 預り	34,278	預り金	2,849

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 手数料については、同業他社の料率を勘案し合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

6,766,318円61銭

2. 1株当たり当期純利益

399,884円48銭

独立監査人の監査報告書

2021年5月3日

株式会社 阪急オアシス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊與政元治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成本 弘治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弓削 亜紀	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社阪急オアシスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその運用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、本部及び各店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月4日

株式会社 阪急オアシス

常勤監査役 中本 孝 ㊟

監査役 後藤 健志 ㊟